

吉賀町中小企業育成資金利子補給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吉賀町中小企業育成資金利子補給に関する条例（平成17年吉賀町条例第152号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、中小企業育成資金利子補給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第2項の普通銀行とは山陰合同銀行六日市支店、信用金庫とは西中国信用金庫吉賀支店、政府系金融機関とは日本政策金融公庫松江支店及び浜田支店、商工組合中央金庫浜田営業所をいう。

(対象)

第3条 条例第3条第1号の店舗又は事業所を有するとは、住所を有し、営業を継続しているもので、支店又は営業所を除く。同条第3号の設備資金とは、店舗、工場、作業所、事務所の新設及び改築、機械、設備、工具、器具、営業用特殊車両の新設並びに買替えに用する資金をいう。

(支給)

第4条 補給金の均衡ある活用を図るため、新規企業を優先適用するものとする。ただし、1企業者の限度額以内であれば、再度の適用を受けることができる。

(補給額)

第5条 条例第6条の町長の定める範囲とは、支払利息の50パーセント以内の補給を行うものとする。

(申請)

第6条 条例第7条の経済団体とは吉賀町商工会をいい、申請に当たっては様式第1号により申請を行い、受付期間は、6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日を期限として受け付ける。ただし、それぞれの月末が日曜日又は祭日の場合はその前日とする。

(補給の決定)

第7条 補給の決定がなされたら、様式第2号の決定通知をもって本人に通知するものとする。

2 補給の決定後、決定条件に変更を生じた場合は、速やかに町長にその旨を届け出るものとする。

(補給金の請求及び支払)

第8条 補給金の交付を受けようとする者は、当該会計年度末までに補給対象支払利息の

支払を証する書類を添付の上、様式第3号により町長に申請するものとし、町長は、吉賀町会計事務規則（平成17年吉賀町規則第31号）によりこれを支給するものとする。